

# 一般貨物自動車運送事業貸切運賃料金

2021年9月1日実施

Ⅰ. 距離制運賃率表					(単位:円)
キロ程	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km		14,330	16,490	20,790	25,860
20km		16,020	18,460	23,430	29,290
30km		17,710	20,430	26,080	32,710
40km		19,400	22,400	28,720	36,140
50km		21,090	24,380	31,370	39,570
60km		22,770	26,350	34,010	43,000
70km		24,460	28,320	36,650	46,430
80km		26,150	30,290	39,300	49,860
90km		27,840	32,270	41,940	53,290
100km		29,530	34,240	44,590	56,720
110km		31,220	36,190	47,160	60,040
120km		32,910	38,140	49,730	63,360
130km		34,600	40,090	52,300	66,690
140km		36,290	42,040	54,870	70,010
150km		37,980	43,990	57,440	73,330
160km		39,670	45,940	60,010	76,660
170km		41,360	47,890	62,580	79,980
180km		43,050	49,840	65,150	83,300
190km		44,740	51,790	67,720	86,620
200km		46,430	53,740	70,290	89,950
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額		3,370	3,870	5,070	6,550
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額		8,430	9,680	12,670	16,370

## Ⅱ. 時間制運賃表

					(単位:円)	
			小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの130km	35,580	42,040	53,710	67,430
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの60km	21,350	25,220	32,230	40,460
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに		280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であって、午前から午後16時にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)		3,400	3,560	3,810	4,510

## Ⅲ. 諸料金

### 1. 積込料および取卸料

	上限	下限
1時間ごとに	3,500	1,000

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受 ※作業員1人あたりの料金

2. 待機時間料					(単位:円)
キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,670	1,750	1,870	2,220	

3. 地区割増料					(単位:円)
地区	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	
東京都特別区 大阪市	935	1,185	1,605	2,040	
札幌市・仙台市・千葉市・横浜市・船橋市・川崎市・相模原市・浜松市・名古屋市・京都市・東大阪市・堺市・堺市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市・鹿児島市	545	745	1,040	1,355	

4. 附帯業務料							(単位:円/1時間あたり)
	上限	下限		上限	下限		
貨物の荷造り	3,500	1,000	仕分け	3,500	1,000		
検収及び検品	3,500	1,000	横持ち	3,500	1,000		
縦持ち	3,500	1,000	棚入れ	3,500	1,000		
ラベル貼り	3,500	1,000	はい作業	3,500	1,000		

※上記以外の附帯作業が発生した場合には別途実費を収受 ※作業員1人あたりの料金

## Ⅳ. 運賃割増率

品目	内 訳	割 増 率
易損品	1.レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品 2.宮、みこし、仏壇、神仏像 3.ピアノ、その他楽器類及びその部品又は付属品 4.度量衡器及びその部品	3割以上の臨時的約束による。
危険品	1.高圧ガス保安法に定める品目 2.消防法に定める品目 3.毒物及び劇物取締法に定める品目 4.火薬類取締法に定める品目 5.放射性物質及びこれに類するもの	2割以上の臨時的約束による。 ただし特定毒物については、5割以上の臨時的約束による。
	1.引越荷物、生きた動物、鮮魚介類 2.屍体	2割 5割
汚わい品	生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿	4割
貴重品 高価品	紙幣、証券類、貴金属その他高価品で標準貨物自動車運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時的約束による。

2. 特大品割増	3割以上の臨時的約束による。
1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を加えたもの、重量1t又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	

3. 特殊車両割増	2割
冷蔵車・冷凍車	

4. 悪路割増	3割
道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。	

5. 冬期割増	割 増 率	
北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県 岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・下呂市・郡上市・大野郡	自 12月 1日 至 3月31日	2割

6. 休日割増	2割
日曜祝祭日に運送した距離に限る。	

7. 深夜・早朝割増	2割
午後10時から午前5時までに運送した距離	

## V. 消費税導入に伴う運賃料金の加算(免税対象となる取引は除く)

運賃料金総額×消費税法に基づく税率

## Ⅵ. 貸切運賃料金適用方

### (1) 距離制運賃料金の算出

(適用する運送)

- この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

(特殊運賃との関係)

- この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を届け出た場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

- 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
- 車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。ただし、荷主が異なるときは発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。
- 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわらず、当該基準車両による運賃を適用することができます。

(運賃計算の方法)

- (1) 運賃は使用車両の最大積載量(以下「標記トン数」といいます。)及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額(以下「基準運賃」といいます。)の上限200%、下限30%の範囲内で計算します。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに切り上げて計算します。
- 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上限200%、下限30%の範囲内で計算します。

(端数の処理)

- 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
  - 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます。
  - 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。

(キロ程の計算)

- 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(割増率及び割引率が重複する場合の計算)

- 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(運賃計算の特例)

- (1) 荷主依頼の輸送において、荷主の売上げが伴わない輸送の一部については(例えば工場間の輸送・半製品の輸送・返品輸送等)貸切運賃料金表の適用外とし、別途当事者間の取決めとします。

(個建契約運賃)

- 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される(1)の各号に該当する貨物の運送契約(文書をもって運送契約を締結したものに限ります。)をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当りの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限ります。なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。
  - ①単一品目であること
  - ②荷姿が一定していること
  - ③1個の重量又は容積が一定していること
- (基準車両(運賃計算の対象となる車両)のトン数による基準運賃)÷{(当該貨物の基準車両積載可能個数)×70%}

(特殊車両割増)

- 冷蔵・冷凍車両を使用した場合は、基準運賃×0.2により算出した金額(その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額)を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増率を適用した場合には適用しません。

(休日割増)

- 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

- 深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(品目別割増)

- 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を使用します。

(特大品割増)

- 貨物の長さ(高さを含みます。)、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

(悪路割増)

- 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

(冬期割増)

- 運送区間中に冬期割増適用区域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

(地区割増料)

- 貨物の発地又は着地が、「Ⅲ.諸料金 3.地区割増料」の表の区域では所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(長期契約割引)

- 3ヵ月以上にわたる契約(文書をもって運送契約を締結したものに限ります。)により、継続かつ反復して運送される貨物(1回の運送距離が200キロメートルを超えるものに限ります。)については、基準運賃に対して下限30%以内の割引率を適用することができます。

(往復貨物の割引)

- 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送(それぞれ100キロメートル以上の運送に限ります。)を行う場合であって、次の(1)又は(2)に該当するときには往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。
  - 往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合
  - 往路の荷主が復路の貨物をおっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

(待機時間料)

- 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により待機した時間(貨物の積み込み又は取卸しの時間を除きます。)が30分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて計算するものとします。

(積込料、取卸料及び附帯業務料)

- 積み込み又は取卸しを引き受けた場合における積込料及び取卸料並びにその他品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収・検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送に附帯する業務に係る付帯業務料については、別に定めるところにより収受します。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
- (2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円単位に四捨五入します。

(実費)

- 有料道路利用料、フェリー利用料その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。

(計算の順序)

- 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
  - 使用車両及び運送距離による運賃の計算
  - 割増率及び割引率の適用の計算
  - 上限200%、下限30%の範囲内での計算
  - 5による運賃の端数処理
  - 諸料金(端数処理を含む)の計算
  - 22による加算の計算
  - 実費の計算

(その他)

- この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

(2)時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

- この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。

- この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別(8時間制又は4時間制の別)ごとに計算します。

(キロ程及び時間の計算)

- 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行います。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに、1時間に満たない作業時間は1時間に、それぞれ切り上げて計算します。

(従業員)

- 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

(距離制運賃料金適用方の準用)

- 距離制運賃料金適用方の1(適用する運送)、2(特殊運賃との関係)、4(運賃計算の方法)、5(端数の処理)、7(割増率及び割引率が重複する場合の計算)、10から16まで(特殊車両割増、休日割増、深夜・早朝割増、品目別割増、特大品割増、悪路割増、冬期割増)、21から25まで(積込料、取卸料及び附帯業務料、消費税及び地方消費税の加算方法、実費、計算の順序、その他)は時間制運賃料金を適用する場合に準用します。